

平成元年6月8日(木)

昭和56～59年の銀行局行政(2)

農林漁業金融公庫副総裁

元 銀行 局 長

宮本保孝氏

本記録は宮本保孝氏に農林漁業金融公庫に於て口述して頂き、同公庫秘書役室調査役外山隆氏の協力を得て速記録に反訳し、印刷に付したものである。

目 次

Ⅱ 銀行局長 2 年目

1	2 年目の課題	4
2	金融制度調査会の再開	
(1)	再開に至る経緯	4
(2)	再開の視点	7
(イ)	国際化に関する視点	7
(ロ)	自由化に関する視点	8
(ハ)	機械化に関する視点	12
3	金融制度調査会小委員会の審議	
(1)	金融自由化に関する審議	13
(2)	金融自由化の進展状況	14
(3)	金融自由化に対する考え方	14
(4)	金融自由化への今後の対応	16
(イ)	基本的考え方	16
(ロ)	金利の自由化	17
①	短期金融市場	17
②	長期金融市場	18
③	貸出金利	18
④	預金金利	20
(ハ)	業務の弾力化	21
(ニ)	信用秩序の維持	23
(ホ)	金融政策のあり方	23
(5)	金融機械化に関する審議	23
4	自由化行政の進展	
(1)	第 3 次自由化・弾力化措置	24
(2)	店舗通達の発出	25
(3)	証券業務の取扱い	27
(4)	国際業務の進展	30

(5) 付随業務、周辺業務の拡大	32
(6) 業務提携の進捗	32
(7) 取扱い商品の多様化	33
5 懸案事項の処理	
(1) グリーンカード問題	33
(2) 週休2日制	34
(3) 郵貯問題	35
(4) 貸金業規制法	35
6 個別案件の処理	
(1) 東京信用金庫の再建	37
(2) 西日本相互銀行の普銀転換	39
(3) その他	46
7 金融政策の運営	49

Ⅱ 銀行局長 2 年目

1 2 年目の課題

銀行局長 1 年目においては、新銀行法の施行のための準備、前任者から引き継がれていた郵貯問題への対応、証券業務に係るいわゆる 3 人委員会の運営及び行政の自由化・弾力化措置の推進等に取り組むとともに、将来を展望して金融自由化のための金融問題研究会における審議などを進めてきたのでありますが、新年度ないしは局長 2 年目における課題としては、金融制度調査会を再開して金融の国際化・自由化への準備をおこたりにくく実行していくこと及び金融行政の自由化・弾力化を一層推進していくことを自らの課題として取り組もうとしました。

その外、当時は、個別金融機関の問題が多発するとともに、サラ金禍が広がり、これらの対応にもかなり時間を割かざるをえなかったのであります。個別金融機関の問題としては、東京信用金庫、平和相互銀行、徳陽相互銀行等の経営問題がありましたが、日本債券信用銀行による福島交通(株)へのこげつき債権が国会等で何度も取り上げられました。

個別の話で前向きな案件としては、西日本相互銀行と高千穂相互銀行が合併して普通銀行へ変換するというケースがありましたが、その間、XXXXXXXXXXによる第三普銀論が展開されるなど相互銀行の制度問題が引き続き論議をひきおこしておりました。

2 金融制度調査会の再開

(1) 再開に至る経緯

(イ) 1970年代に入って金融面における規制緩和が世界的潮流になりつつあり、特に我が国経済・金融に極めて大きな影響を及ぼす米国において、金融の自由化が急速に進展しつつありました。すなわち、早くから自由化されていた証券業界の方において高利回り商品がどんどん開発され、その結果、金利が規制されていた銀行預金の伸び悩みが顕著となり、1万4000以上を数える米国の銀行経営に深刻な影響を与えるようになってきました。そういう事情を背景に、米国において急ピッチで金利の自由化が進展しつつあったのであります。

同時に、米国においては、証券、銀行両業務の兼営禁止、州際業務の制限等について、国内における規制緩和の声が除々に強まってきましたが、グローバルな

巨大銀行の場合には、その活動の分野を米国内から欧州や日本をはじめとする海外諸国に求めるようになり、ワシントン政府からは、我が国に対する金融の門戸開放要求が次第に強くなってきていました。

私は、そのような状況からみても、我が国の金融の自由化は絶対に避けて通れない課題であると考えていましたが、それによって信用秩序が混乱するようなことは避けなければならない、かつ、それぞれの国において歴史的所産としての制度が存在しているかぎり、やはり我が国の自主性というものは尊重されるべきであると思っていましたので、信用秩序を維持しつつ、我が国の実情にマッチした金融の自由化を実現していくことが、我々行政当局に課せられている任務であると考えておりました。

私は、これを「我が国のなかに金融の自由化をソフトランディング、軟着陸させることが我々の当面の役目である。」というような表現で表していました。

(ロ) ところで、新銀行法が成立し、金融行政の自由化・弾力化を進めてきてはいましたが、当時は、金融の国際化や自由化に対して金融制度調査会の審議にかけるといったような雰囲気にはまだ一般的にはなっていませんでした。しかし、私は先にも述べましたような認識のもとに、やはり早め早めに検討だけはしておき、いかなる事態が生じてもそれに対応できるだけのコンセンサス作りをしておいた方が良くと考えていましたので、調査会再開へ向けての環境作りを57年の年明け早々から始めていました。

そして57年4月1日から新銀行法が施行され、また、4月早々には金融行政の自由化・弾力化措置の第2弾を発表したのを機に、調査会の再開に踏み切るべく決心したのであります。

ただ、金融の自由化への対応について、当時においては、いまだ着地点をどうするかといったようなことについてはコンセンサスをうるような状態ではありませんでしたので、調査会に対して大蔵大臣が諮問をし、それについて答申を頂戴するといったスタイルはとりませんでした。調査会においておさおさおこたりにく審議、検討を進め、その中から随時行政として対応できる事柄をとり出して着実に実行していけば、それが最も現実的対応ではないかと考えたのであります。

一言付言しておきますと、局長1年目のところでも申し述べておきましたが、大蔵省内において特に財政当局にとっては、銀行局が金融の自由化を進めることについて批判的でありましたので、そのような状況からいっても、諮問、答申スタイルをとることはできませんでした。

- (ハ) 具体的には57年に入ってから局内準備や省内根回しを経た上で、4月16日に大臣室へ上げて再開についての了承をとりました。その後、日銀の澄田副総裁（5月10日）、全銀協の荒木会長（同11日）、調査会の佐々木会長（同12日）、地銀協の吉國会長（同13日）等のところへ私自身が行って根回しを行いました。

そのような手順を踏んだ上で、5月21日に調査会を再開して第1回の総会を開催したのであります。私の冒頭発言におきましては、金融構造の変化として金融の国際化、自由化、証券化、機械化、大衆化といったようなことを指摘し、「そのような変化の中で、国民経済的にみて望ましい金融のあり方について長期的視点に立って検討を行うことが必要なので、そのような観点から新しい時代における金融機関経営、金融行政等のあり方についてご審議いただき、有益な指針を頂戴できればと考えている。」との発言を行っています。

ただ、先にも述べたような事情がありましたので、審議の議題等については慎重を期することとし、別途審議事項等を検討するための小委員会を1、2度開いて決めていくことが適当ではないかと考え、本格的な審議は夏以降とすることにしたのであります。

そのような方針のもと、局内において調査会の審議事項や運営方法についての検討を行うとともに、小委員会のメンバーの選定等を行いました。そして、それらについて、7月5日次官室、6日大臣室に上げ了承をとったのち、審議事項等検討小委員会の審議に付しました。同小委員会での審議結果については、夏休み明け9月16日の調査会第2回総会において了承され、決定をみました。

9月16日の第2回総会における審議事項については、金融の自由化への対応及び金融面における技術革新への対応の2点とされ、それぞれの議題について小委員会を設置して検討することとされました。

(2) 再開の視点

このようにして調査会の再開にこぎつけたのでありますが、ここで、当時の銀行局における問題意識を述べておきたいと思います。

(1) 国際化に関する視点

第1は国際化に関する視点であります。

- ① 我が国においては、内外資金の交流は、外国為替管理法によって長らく原則禁止、例外自由とされていたのでありますが、55年12月の外為法の改正によってそれが原則自由、例外禁止に変わりました。それ以後内外資金交流が一層活発化し、これが金融市場、国内規制金利、金融機関業務、金融機関経営さらには金融政策等に大きな影響を与えることになると考えられたのでありますが、これにどう対処していくのかという点であります。

すなわち、内外資金交流の原則自由化によって、否応なしに種々の金融的諸要素が国際的に同一化の方向に向かう力が働くことになるので、従来のような国内的な判断による諸規制は、緩和ないし自由化していかざるをえなくなるであろうことは火を見るより明らかであり、これらへの対応を早めに考えておく必要があると認識されていたのであります。

- ② 次に我が国金融機関の海外活動については、40年代以降かなり進展しており、当時、すでに支店数24ヶ国151支店、現地法人15ヶ国81法人、海外駐在員事務所29ヶ国196事務所に達していたのであります。そして、今後それが一層進展することが予想される中で、その業務内容や経営活動のあり方等をどう考えるかという点であります。

我が国の金融機関の場合、高度成長時代においては量的な面における競争が激しく、そのため横並び意識が極めて強く、他行の動きに追随して次から次へと同じようなビヘビアーをもって海外進出していたために、例えば、ロンドンにおいては当時でも23行に達しており、米国を除いては圧倒的な進出ぶりでありました。さらに、地銀などでも新規対外進出をもくろむような状況でありました。ただ、国際業務は証券業務と並んで極めてリスクの多い業務でありますので、このような状況は信用秩序の維持にとって果たしてどうなのかといった点が議論されていたのであります。

- ③ 逆に、外国金融機関の我が国への進出も相当進んできており、当時の時点で

19ヶ国93支店、駐在員事務所28ヶ国103事務所の進出をみていたのでありますが、それが一層活発化することが予想されていたので、これに対して国際的視野に立った対応のあり方やわが国固有の制度、慣行等との調和をどう考えるかという問題であります。

外国銀行の我が国への進出については、我が国経済の国際化の進展に伴い、レシプロシティの原則に反しない限り積極的に門戸開放を行っていたのでありますが、我が国に存在する業務の規制や制度の垣根等が進出外国銀行から不満のタネとして、ぼつぼつ指摘されはじめておりました。

- ④ 最後に、今後円の国際的な地位が高まってくることが考えられていたのですが、世界金融市場の中での我が国金融市場の位置付けについてどう考えるかという点であります。

大量の国債発行をテコにして、我が国における長期金融市場の発展はめざましいものがありましたが、短期金融市場については、CDのような商品によってかなり拡大してきていたものの、TB市場の未発達などが問題点として指摘されていまして、その外、先物市場、オフショア市場等の国際的な市場が極めて未整備な状態でありました。

また、国際収支黒字幅の拡大によって円の地位も漸次高まっていましたが、円が基軸通貨として利用されるまでには全くなっていませんでした。例えば、我が国の輸出入に占める円利用の割合は、輸出においては約30%に達しておりましたが、輸入においては2～3%にすぎませんでした。しかし、国際化の進展とともに、それらの点が当然問題になるであろうとの認識が持たれていたのであります。

(ロ) 自由化に関する視点

第2は自由化に関する視点であります。

- ① まず、金融の国際化の進展、大量の国債発行を背景とする公社債市場の拡大、自由型・市場型金融資産の増加等によって、国内金融市場の自由化が急速に進んでくる状況をどう予測するのかという点であります。

特に50年代に入り毎年10兆円を超す大量の国債発行が続いていたわけですが、それらが自由に流通することによって歴大な期近債市場が形成されて

くると、それらと競合する規制金利商品を否応なしに自由化せざるをえなくなってくるとの認識が強く持たれていたのであります。

- ② 次に、そのように金融市場の自由化が進展する過程において、公共部門、企業部門、個人部門のそれぞれの資金調達・運用に大きな変化が出てくると思われるのでありますが、それにどう対応するのかという点であります。

公共部門については、大量の資金調達を市場からせざるをえないので、コスト高になる点をどう解決していくのかという点が基本になり、それを踏まえた上で、国債等の個人消化をどう図っていくのかという点が問題でありました。

企業部門については手元流動性や自己資金の増大等によって、かつてのような調達よりもむしろ運用の方が問題となってくる企業もあり、また、資金の調達自体についても、その手段の多様化や海外等を含む調達地域の拡大等が当然みられるといった状況を踏まえて、間接金融機関による企業への資金供給のあり方も大きく変わってくるのではないのかという点が問題視されたのであります。

それとの関係で、企業が短期資金を直接市場から調達をする手段としてのCPを認めていくのかどうかという点も視野の中に入りつつありました。余談ですが、この点については、金融機関の短期金融に非常に大きな影響を与えることになりますので、銀行は勿論のことその銀行を所管する銀行局において、我が国においてはそう簡単にはこれが実現することにはなるまいとの考え方、さらにはCPを認めることには極めて消極的な考え方が支配的でありました。

個人部門については、かつては高い貯蓄率のもとで資金供給者としてのみ登場していたのでありますが、40年代以降住宅ローンや自動車ローン等を中心に資金の需要者としても登場し、さらに、それが一般消費資金需要にまで及んできつつありました。特に、カードの普及やサラ金問題の発生等により、個人部門における資金調達いわゆる消費者金融の問題は、調査会などの場でこれを取りあげなければならない気運になってきておりました。

一方、個人部門においても、生活水準の向上、家計所得の増大等につれて、資産運用の多様化が進むとともに、金利選好のインセンティブが働くようになってきたため、貯蓄商品提供者側においても、個人部門におけるそれらの要請に答えていかなければならなくなってきたのであります。

なお、以上のような情勢を背景に、企業向け、個人向けの新しい金融商品が

急速に増えてきつつありましたが、その中心は、金利自由商品ないしはそれとのセット商品でありました。

- ③ 進展する金利自由化への対応の中で最もやっかいな問題は、個人預金の3分の1に達する郵便貯金の取扱いをどうするかという点でありました。

この時点においては、金利の自由化について正面から取り上げるような段階ではなかったので、金利自由化実現のため最も難題である郵貯の扱いに絞って問題提起がなされたわけであります。

郵貯問題については、前年の郵貯懇報告においても世上大問題として取り上げられたのでありますが、民間預金と郵貯との存在を前提とした場合、金利の自由化をスムーズに実現するためには、郵貯の金利が民間の金利と同じ土俵で決められなければならないこと及びその取り扱う商品に大きな格差がないこと、すなわち金利決定の一元化と定額郵貯の商品性の見直しが不可欠であることについて何度も提言されてきましたが、一向に実現の運びに至っていませんでした。

- ④ 次に、金融自由化の進展に伴って金融機関に対する規制が緩和され、業務内容も多様化してくると考えられますが、その際、金融機関が提供する金融サービスのあり方をどう考えるかという点であります。別の言い方をしますと、自由化時代の金融機関経営においては、利用者側のニーズにどう応えていくのかという点が競争上のポイントになってくると考えられるわけですが、各金融機関がそれにどう応えていくのかという点であります。

金融機関の業務については、本来業務、付随業務、周辺業務等がありますが、これらの業務内容を拡大し多様化していくことが利用者ニーズに応えるための一つの筋道であると思われます。しかし一方、金融機関経営の健全性を見地から、これら業務内容の拡大・多様化にどういう形で対応していくのかという問題があります。

さらに、我が国の場合においては、このような業務内容の拡大や多様化は、行き着くところ制度問題にまでいかないと解決できない問題でもありますので、そういう問題意識は持っていたのではありますが、第2回総会に提出されたメモにおいては、制度論の見直しまでは言及していませんでした。

- ⑤ さらに、金融自由化の進展によって金融機関同士の競争が激化し、経営環境

が厳しくなることは必然であります、そのような自由化の進展に対応して、金融機関経営の原点の一つである経営の健全性、サウンドバンキングを金融機関自らがどのようにして確保するかという点であります。

- ⑥ また、経営の健全性確保及び金融秩序維持の観点から、行政上配慮すべき点についての検討であります。

従来、金融行政は、過保護であるとか護送船団行政とかいった批判を受けるほど金融秩序の維持には意を用いてきました。そもそも、昭和2年の旧銀行法は、昭和初期における金融恐慌の教訓から銀行経営の健全性確保、信用秩序の維持を主眼に制定されたものであり、爾来、金融行政は多かれ少なかれその視点に立って行われてきたのであります。その結果が良かったのか悪かったのかは別として、例えば、大光相互、徳陽相互、平和相互等の経営問題が明るみに出た際にも、我が国の信用秩序はいささかも揺るがず、経営活動を裏から支える公共的な使命を果たしてきたといえると思うのであります。

一方、そのような行政は経営の効率化という見地からは問題があり、40年代に入って金融効率化行政の展開とともに、金融界にも競争原理が導入されるようになったのであります、今や金融の国際化を契機として、自由化の波が押し寄せるまでになってきていたわけであり、そのような金融自由化を背景に、競争の促進、経営の効率化を一方の命題としつつ、健全経営の確保と信用秩序の維持を図っていくために、新しく行政上配慮すべき点はないのかという点であります。

例えば、従来から経営上守るべき指標や統一経理基準の設定等を行ってきておりましたが、そのような指標や基準を新たな角度から見直す必要があるのではないか、また、行政による規制は順次緩和するけれども、検査はより厳しく充実させていく必要があるのではないか等の検討であります。

さらに、経営が破綻した場合における預金者保護を図るための預金保険機構制度について見直すべき点はないかということであり、この点については、銀行行政の自由化・弾力化に係る第2次措置において、57年度から預金保険料率10万分の6から10万分の8に引き上げ、以後引続き10万分の12まで引き上げることをもくろんでいたものであります、そのようなややもすれば彌縫的措置よりは、さらに一步進んだことを考えるべきではないかという問題の提起であ

りました。

⑦ 最後は、金融政策に与える影響についてであります。

今後、金利規制の及ぶ範囲が漸減し、金融商品が多様化する等の状況のもと、従来の金融政策の有効性に影響が及んでくることも考えられますが、そのような状況の進展の中で、金融政策の有効性を確保するためにはどのように対応していけばよいのかという点であります

従来、我が国の金融政策は、高度成長期には、低金利政策のもとで公定歩合の上げ下げを先行させ、それに短期プライムレートを追随させることを一方の柱とし、他方、オーバーローンであった都市銀行の融資に対する日銀による直接的な窓口規制及びコール・手形市場に対する日銀による金利介入が有効な政策として機能してきたわけですが、金融自由化の進展につれて、(a)公定歩合政策自体が先進諸国のように市場金利先行型となり、市場金利に追随して決められるような状況が醸成されてくると思われること、また、(b)自由な市場の形成とともに日銀による金利介入が難しくなってくると思われること、さらに、(c)日銀による金融政策が及ばないノンバンクや金融商品のウエイトが高まってくると予測されること等からみて、金融政策の有効性が薄れてくるのではないかということが懸念されたのであります。今後、金融自由化の進展に伴い、これらについてどう対処していくのかという問題点の指摘であります。

(ハ) 機械化に関する視点

第3は機械化に関する視点であります。

① 40年代に入り、我が国の経済活動の中に機械化やオンライン化が進展してきましたが、金融界においても、第1段階の個別金融機関内部のオンライン化、第2段階の金融機関相互間のオンライン化の時期を経て、当時50年代後半には、金融機関と取引先等をオンラインで結ぶ第3段階に入りつつあり、しかもそれが急速に発展することが予測されるようになっていました。

このような機械化の進展によって、金融環境や金融機関の業務内容などが種々の側面において急激に変化してくるのではないかと、それにどう対応していけばよいのかといった問題意識であります。

変化する側面としては、次のような点が考えられたのであります。(a)預金、

貸出、為替等の業務内容、(b)銀行の店舗、営業時間等、(c)金融機関間の取引、(d)金融機関と日銀の取引及び支払決済機構、(e)金融機関と企業や個人等との取引、(f)企業間の金融取引、(g)短期金融市場における取引、(h)周辺業界における金融サービスの提供などの側面であります。

- ② 上記のような側面における変化に伴って、銀行行政上も、例えば店舗行政、事故防止対策、信用不安対策、合併再編問題等種々の面で見直しを迫られるものと思われますが、これにどう対応していくのかという点であります。

また、金融政策運営上も、支払決済機構の変化、機械化の進展と結びついた新種商品の出現等により種々な影響が生ずると考えられますが、これにどう対応するかという点であります。

- ③ さらに、通信回線利用の認可、規制の対応如何によっては、それが金融業務や金融行政等に強い影響力を持つ可能性があると思われますが、これについてどう考えるかという点であります。

3 金融制度調査会小委員会の審議

(1) 金融自由化に関する審議

- (イ) 以上のような問題提起をうけて、金融自由化に関する小委員会の審議は、57年10月5日の第1回を皮切りに8回にわたって行われました。

この小委員会は、「今後の金融のあり方に関する小委員会」と称し、メンバーは、佐々木調査会長を委員長とし、荒木全銀協会長、植谷証券協会長、小原全信協会長、貝塚東大教授、近藤博報堂社長、四島相銀協会長、澄田日銀副総裁、関口信託協会長、館東大名誉教授、鶴田日経新聞常務、西崎共同通信経済通信局長、正宗興銀会長、水野名大教授、吉國地銀協会長、渡辺金取引所理事長の各氏でありました。

小委員会の8回にわたる審議は、上記小委員会のメンバーのうち荒木、植谷、小原、貝塚、四島、館、西崎、正宗、水野及び吉國の各委員、調査会委員の河井経団連常任理事、高原須美子氏（評論家）及び森本農中理事長並びに調査会臨時委員の鈴木全信組協会長のほか、井上静岡県中小企業団体連合会長及び田中国民公庫総裁の各氏から意見を聴取するとともに、それら意見について自由討議を行ったのであります。

(ロ) そのような審議状況を踏まえ、事務的には58年2月以降報告書案の作成に入り、2月22日の第7回小委員会において報告書案についての自由討議が行われました。それをもとに、3月に入ってから連日のように深夜に及ぶ局議を行って報告書案を作成し、3月25日に次官室、同29日に大臣室の了承をとりつけました。そして、同30日の第8回小委員会においてとりまとめを終え、4月20日の第3回総会に報告して了承されたのであります。

この報告書は、「金融自由化の現状と今後のあり方」と題されており、その内容は、金融自由化の進展状況、金融自由化に対する考え方、金融自由化への今後の対応の3部に分けて記述されていますが、この報告書の内容が59年5月のいわゆる「日米円ドル委員会報告」及び「現状と展望」の両文書並びに以後の金融自由化の原点になっていると思われますので、以下、それらについてかなり詳しくコメントをしておきたいと思います。

(2) 金融自由化の進展状況

第1の金融自由化の進展状況については、まず、経済・金融構造の変化が取り上げられており、経済が高度成長から低成長へ移行し、金融が国際化する中で、(a)国内のマネーフローが大きく変わり、従来の「個人から企業へ」という資金の流れが「個人から公共へ」と移行していること、(b)企業部門、家計部門における資金調達・運用が多様化していること、(c)資金調達の形態やチャネルの面で証券化が進行していることなどが指摘されています。

さらに、具体的な面として、(d)国際化の進展と国債の大量発行という「2つのコクサイ」が金融の各面においてその自由化を促進し、特に、各経済主体の金利選好の高まり等を背景に自由型・市場型金融資産が急成長をみせている点、(e)短期金融市場の規模が拡大してきている点、(f)金融機関業務が弾力化してきている点、(g)金融機関の各業態間及び周辺業界間との業務分野の競合が拡大してきている点などが指摘されています。

(3) 金融自由化に対する考え方

第2の金融自由化に対する考え方については、その評価について積極論と消極論の両論があったため、前向きな評価とそれへの積極的な対応をにじませつつ、ある

程度慎重な言い回しなり構成なりになっています。

(イ) まず、金融自由化の意義としては、(a)我が国の経済構造なり金融構造の変化に金融面から適切に対応していかないと、規制金利商品から自由金利商品への資金がシフトしたり、対外的な摩擦を激化させるなどの弊害がおこるので、金融自由化を着実に進めていく必要があること、(b)高度成長から安定成長への移行に伴い、信用割当を行う金融政策が有効に機能する基盤が失われつつあるので、今後は金融自由化を進め市場原理によって資金の効率配付を図っていくことが望ましいこと、(c)規制金利による低金利が所得配分の不公平を生ぜしめているので、金融自由化により所得配分の公正を実現する必要があること、(d)金融自由化による競争の促進が金融機関経営の効率化をもたらすと同時に、自己責任原則を徹底させる効果があること、(e)さらに、それが金融機関の自主的な創造努力の余地を広げ、新しいニーズに対する迅速な対応を可能にすることなどが指摘されています。

(ロ) 一方、金融自由化の問題点としては、(a)我が国の経済全般がうまくいっているのに、今ここで金融の自由化などで大きな変革をもたらす必要性があるのかということ、(b)金融自由化は金利の上昇や変動幅拡大をもたらし、企業の投資意欲を阻害したり、中小企業、農林漁業、消費者等にシワ寄せされる可能性なきにしもあらずということ、(c)競争の激化による金融機関の経営格差が拡大し、場合によっては一部金融機関の経営悪化を表面化させることもなりかねないことなどが指摘されています。

(ハ) それらを記述した上で、金融自由化に対して小委員会としての評価なり対応の仕方として、(a)「二つのコクサイ」の影響によって金利の自由化・弾力化の要請は避けて通ることのできない課題であること、(b)金融全体の効率化を図り国民のニーズの多様化に対応していくためには、業務内容についても規制を弾力化していくことが基本的には望ましいこと、(c)金融政策の有効性を確保する上からも金融自由化により金利機能を一層活用していくことが重要であることといった基本的な取り組み姿勢を述べています。そして、その上で金融自由化はそれ自体が目的ではないので、実体経済や信用秩序に悪影響を及ぼさないよう漸進的に

取り組んでいくことが肝要であると記述されております。

このような記述が行われた背景には、小委員会の審議の過程において、都銀、証券会社、産業界、言論界、学界等においては自由化積極論であったのに対し、地銀、相銀、信金等の中小金融機関、農林系統金融機関、中小企業業界等においては消極論が強かったため、起案者たる銀行局としては、積極論を基本としつつも消極論に対する配慮もせざるを得なかった結果なのであります。

(4) 金融自由化への今後の対応

第3の金融自由化への今後の対応については、基本的な考え方を述べたあとで、具体的な項目について記述されています。

(イ) 基本的考え方

基本的な視点としては、「二つのコクサイ」及び機械化の進展によって金融のあらゆる分野で自由化が進むことを必然的な前提として、これに対して「前向きに」、しかし信用秩序の維持や制度・慣行等との調和にも配慮して「漸進的に」対応すべきであるとの基本姿勢を打ち出しております。

しかし、あらかじめスケジュールを組むというようなことはせずに、具体的な問題を通じて進めていくことが現実的な方法であると述べられています。この点については、都銀代表等から自由化の青写真を描いて示すべきであるとの意見が出されていましたが、大銀行を除く金融業界において自由化を促進することに対するアレルギーが強かった当時の状況のもとで、自由化のスケジュールを示すと、いたずらに浮足立たせたり、かえって混乱を生ぜしむることになるのではないかという点が危惧されました。従って、具体的な問題を1つずつつぶしながら知らず知らずのうちに自由化への対応を図っていくことの方が、行政を進めるに当たって金融界の理解を得やすいと考えられた結果であります。

そうはいつても、後から述べますように、きっちりしたスケジュールといったものではありませんでしたが、この先行きの方向がかなり記述されており、銀行局長3年目のところで詳しく述べることになる日米円ドル委員会において、銀行局としては、この報告書を基礎に、極めて円滑に対応することができたのであります。

さらに付言すれば、この自由化のスケジュールについては、日米円ドル委員会

が設けられる前後の時期において、当時の中曽根総理から自由化の「工程管理表」を作ること強く要請されたのに対し、棒グラフによって表わすなどして総理に説明しましたが、それもこの報告書の内容を工程表らしく作り変えたにすぎないものでした。

異なる業態を数多くかかえる銀行行政にとっては、業態間の利害調整をしながら納得ずくで行わなければ円滑な行政がしにくいといった宿命的な事情から、第三者からみると、ややもすると歯切れの悪いものとして映る、ないしは批判されることがあったのはそのためであります。

(ロ) 金利の自由化

次に、具体的な課題に対する対応についてであります。まず、金利の自由化への対応については、短期金融市場、長期金融市場、貸出金利及び預金金利の4項目について述べられています。

① 短期金融市場

短期金融市場においては、金利の自由化は十分に進展している状況にあるが、主として金融機関のみが参加する市場が中心であったため、今後は、機関投資家や企業等が広く参加できる市場を育成していくことが望ましいと述べられています。

我が国においては、一般が広く参加しうる市場の発展が遅れていたために、我が国独特のものとしていわゆる現先市場があったのでありますが、この報告書が出された時点においては、54年に創設されたCDの取引がようやく活発化し、CD市場が一般参加のオープン市場として発達しつつありました。ただ、前にも述べましたが、短期オープン市場として最もふさわしいTB市場の発達が遅れていたために、これを育成する必要性があることについて特に日銀がかねてから主張していました。

この点については、近時、日銀保有の政府短期証券（ファイナンシャル・ビルーFB。この報告書が提出された当時はTBといわれていましたが、短期国債が発行されてからは、短期国債をTB、政府短期証券をFBと称するようになりました）の市場売却の進展や短期国債（トレジャリー・ビルーTB）の発行によって漸次拡大してきていますが、なおオープン市場として十分機能するま

では発達するに至らず、今後の課題として残されております。

② 長期金融市場

次は、長期金融市場としての公社債市場についてであります。公社債市場は、50年代に入り大量国債発行及び流通によって、発行市場、流通市場とも急速に拡大してきていました。そのような情勢のもとで、公社債の発行条件は市場実勢を尊重して決められるようになってきていましたが、報告書では、なお不十分であるとの認識のもとに、一層の実勢尊重を要請している外、発行形態が多様化していくことを予測しています。また、流通市場については、期近債の売買が活発になり、それが金利自由化に拍車をかけることになるであろうことが強調されています。

ここでちょっと付言しておきますと、国債の発行条件は巨額の国債発行による莫大なる金利負担に悩む財政当局の意向もあって、ややもすると実勢を下回った金利に決められる傾向があり、特に、54年当時1年近くにわたって据え置かれた6.1%金利の国債（「ロクイチ国債」とよばれました）は評判が悪く、54年11月には、発行価額99円50銭に対し流通価額は83円96銭にまで暴落するに至りました。そのため、引受シ団によって巨額の割当を受けた金融機関の収益が手持有価証券の時価評価によって激減するような事態が見込まれ、55年3月期の決算をにらんで、急速有価証券の評価方法について取得額評価を選択しうる途を拓くような措置をとるに至ったのであります。なお、ロクイチ国債の流通価格は55年4月には74円35銭の最安値をつけました。

そのような経過を経つつ、発行条件についての市場実勢尊重の気運が急速に醸成されてきたものであります。今日のような低金利の時代を迎え、このロクイチ国債の金利水準が極めて魅力的なものになっている点を考えると、感慨無量であります。

③ 貸出金利

次は、貸出金利についてであります。貸出金利については、短期プライムレートと長期プライムレートが一定のルールに従って決められていた外は、金融機関と企業等との借手が資金需給動向や取引状況などを総合的に勘案しつつ相対交渉で決められていましたので、どちらかといえば金利は自由化されていたと考えて差し支えありませんでした。従って、この報告書においては、長・短

プライムレートの決定方式について、今後見直しを行っていくことの必要性が指摘されています。

まず、短期プライムレートは、事実上公定歩合の変更に連動して決まっています。しかし、金融自由化が進展してくると市場金利による資金調達のコストが高まってくるために、公定歩合に連動する短プラの決定方式ではうまくいかななくなってくるので、今後は、各金融機関が個々に資金需給動向や自らの資金コストなどを勘案しながら決める環境が徐々に醸成されてくるであろうことが指摘されています。

この点について付言しておきますと、金融機関の調達する資金のうち自由金利商品の占めるウェイトがかなり高くなってきている今日の状況のもとで、平成元年1月には、金融機関側から、資金調達コストをベースにその他資金需給動向などの金融環境等を総合的に判断して短プラを決定するような案が出され、資金需要者側との折衝が進捗していると聞いております。そして、公定歩合自体が逆にそのように醸成される市場金利に追随して上げ下げされるような状況になることが、先進諸国の事例からみても予測されるのであります。

次に、長期プライムレートについてであります。長プラは国債の発行金利を勘案して設定される金融債の金利に0.9%上乗せした形で決められていますが、この方式では債券市場の金利にとらわれ、必ずしも貸出市場の実勢を反映していないとの見方がある点が報告書で指摘されています。そして報告書は、これについても短プラ同様、資金需給動向を勘案しながら弾力的に決められていく可能性が次第に強まってくるものと指摘しています。

この点について付言しておきますと、各種の公社債金利が、かつては国債の発行金利を最低に一定の体系をもって決定されており、金融債の金利についてもその体系の中で決められていましたが、最近においては、それぞれの債券の市場実勢に応じて発行条件が決められるようになり、国債と金融債の金利が逆転するといったいわゆる「キンコク逆転」の現象もみられるようになってきています。

ただ、金融債の金利に0.9%を上乗せして長プラを決めるというルールは、長信銀側の強い主張のもとになお崩されていない状況にあります。この点に関しては、大蔵省側は、景気対策の観点から過去において何度か長信銀に対し

0.9%の上乗せ幅を圧縮するように要請したことがあります。長信銀側は、収益確保の観点から0.9%の幅は絶対に譲れない線であると主張して今日に至っているのです。なお、この幅については、30年代には2%台であったのが、徐々に圧縮されて40年代後半に0.9%になって以来変わっていません。

④ 預金金利

最後は、預金金利であります。預金金利については、当時は、一部外貨預金やCD等金利自由預金が増大してきてはいましたが、ほとんどすべての預金について、臨時金利調整法による大蔵大臣告示と日銀ガイドラインによって金利規制が行われていたのです。金融の自由化の進展とともに、預金金利についてもこれを自由化していかないと、規制金利預金から自由型・市場型金融資産への資金シフトがおきたりして、金融に混乱を生ぜしめるおそれのあることは何度も述べてきましたが、この報告書においても、そのことを指摘し、預金金利についても漸次自由化を進めざるをえないと述べています。

その場合の基本的な手順としては、すでに自由金利運用に習熟している機関投資家や法人向け等の大口預金金利から順次実施に移していくことが適当である旨述べたのち、おおよその手順について次のような点を記述しています。

まず、大口預金金利については、すでに発行されているCDの条件を逐次弾力化していくこと、市場金利に連動して金利が動くMMCのような商品を創設することなどの経過を経たうえで、従来型の大口定期預金についても規制を撤廃する環境が醸成されてくるという点であります。

次に、小口預貯金金利については、その自由化を性急に行えば種々の問題を生ずるおそれもあるので、必要な規制を残しつつ、漸次その規制の弾力化を図っていくことが現実的な対処法であり、その場合、郵貯金利が民間預金金利に追随して決まるというルールが確立されることが必要であるという点が指摘されています。

小口預貯金金利の自由化については、中小金融機関等に強い反対論ないし慎重論があったために、自由化に向かう方向は指摘しつつも、当面は自由化することが困難であること、市場実勢に即応して変動させることが安定性や公平性の見地から適当かどうか危惧する意見が強かったことなどを指摘し、慎重な記述ぶりとなっています。

さらに、新しい預金商品等の開発の動きについては、預金者のニーズに応える適切な方策であり、また、金利の自由化を進める一つの現実的な方法であるとの意見があったことを記述しつつ、一方、こうした新商品の開発にあたっては、それが金融秩序に与える影響にも十分配慮しなければならないとの指摘もしています。

預金金利の自由化については、この報告書が出されて以来今日まで約6年の年月を経過したわけではありますが、CDについてはその発行単位が5,000万円から1,000万円にまで引き下げられてきています。さらに、大口預金についても60年10月から金利の自由化が実現し、元年4月からは2,000万円、そして同年秋には1,000万円の預金にまで適用されることになっています。そして、今や小口預貯金金利についても、300万円以上のMMCが元年6月から実現する段階にまで進捗してきているのであります。

(ハ) 業務の弾力化

- ① 報告書は、多様な金融サービスの提供を求める国民のニーズに対して、金融機関がこれに適切に応えていくためには、その業務範囲を弾力化ないし拡大していくことが必要であるとの基本的スタンスに立った上で、国債業務、証券業務、消費者金融業務等についての積極的な取り組みが必要であることを記述しています。また、付随業務や周辺業務についても、クレジットカード業務、ファクタリング業務、リース業務、ベンチャー・キャピタル業務、コンサルティング業務、情報サービス業務等の分野において、金融機関の機能発揮が期待される旨指摘しています。

ただ、このような業務範囲の拡大は、サウンドバンキングの見地から、金融機関経営に及ぼす影響等について十分配慮して行わなければならないことも同時に指摘しています。

これらのことは、従来からの銀行行政において行ってきたことを再確認したものであって、特に新しい指摘ではありません。

- ② 次に、個々の金融機関や各業態における業務範囲の弾力化や拡大とは別に、個別金融機関同士や各業態間において業務の提携を図ることは、業務内容の拡大にも通ずることであり、それが国民のニーズにも応え、経営の効率化を達成

する一つの方法である点が指摘されています。

この点について付言しておきますと、この業務の提携は、機械化の進展によってよりたやすく行いうることにもなるわけですが、個別金融機関や各専門業態において、それぞれの特色なり専門性を発揮しつつ業務範囲を広げていけることにもなるわけです。すなわち、自らの得意とする分野に主力を注いで特色ある経営をする一方、それぞれの窓口においては、業務提携などによって他の金融機関が得意とする金融サービスをも提供することができるわけであって、そのような経営のやり方も今後における一つの生き方として評価されていいのではないかと思います。

- ③ さらに、我が国においては、業務の弾力化が進むと各業態間の垣根の問題にぶつかることになっていきますが、第2回総会に提出された「視点」の中においては、この制度問題に触れていないことは先に述べたとおりであります。しかし、この報告書においては、業務の弾力化を指摘すれば、当然のことながら制度の問題にも触れざるを得なくなり、この点については業態間の相互乗り入れの進展を予測しつつ、一方で、専門的かつ高度な金融サービスへの需要も高まるので、専門金融機関の専門性の発揮も引続き要請されると指摘しています。

また、業態間の垣根が低くなることにより、制度そのものにも影響を与えることになっていきますが、その問題については、制度論自体を取り上げるのは時期尚早であり、当面は具体的な問題の解決を通じて、なし崩し的にその実をあげていくことが現実的であるとの立場をとっています。

この点について付言しておきますと、いったん制度ができあがり、一定規模の組織体がかかりの人材をかかえて経済活動を行っている場合、機が熟さないままこれを俎上に乗せることは、いたずらに混乱を引き起こす結果になりかねませんので、具体的に垣根が低くなり、制度の改革がやむをえないとのコンセンサスができる、いいかえれば、機の熟するのを待ってこれを取り上げることが現実的なのではないかと考えられる面もあるのであります。相互銀行が64年2月以降普通銀行に順次転換していくことになったのは、まさにそのような基本的スタンスに基づいて問題の解決が図られることになった好事例であると思います。

(二) 信用秩序の維持

報告書は、金融自由化を進めるに当たっては、その過程で、個々の金融機関の健全性を確保するための措置及び一部金融機関の経営破綻による信用秩序の崩壊を防止するための措置が必要であることを指摘しています。

具体的には、金融自由化が進展する中で、個々の金融機関にとっては、サウンドバンキングの理念に基づき自ら健全経営の実をあげることが特に肝要であります。行政面においても、信用秩序の維持のための最小限の規制は必要であり、報告書では、特に自己資本比率や流動性資産比率など、従来から行われている財務比率等の客観的な基準について、新たな視点から見直していくことが必要であるとの意見があったことを指摘しています。

また、預金者保護及び信用秩序全体のため、預金保険制度について、仕組みも含めて見直す必要があることを指摘しています。

(ホ) 金融政策のあり方

報告書は、金融の自由化の進展に伴い、金融政策のあり方も当然変わってこざるをえなくなるとの認識のもとに、次のような趣旨の記述をしています。

すなわち、公定歩合操作については、各種の金融市場が発展してくるにつれ、その上げ下げの効果が各種市場間の金利裁定を通じて波及していくことになるので、従来以上に機動的に運営することが望ましいこと、公開市場操作については、各種金融市場の充実に伴い、より一層有効に機能するようになってくるので、その活用を図っていくことが重要になってくること等を強調しております。

(5) 金融機械化に関する審議

(イ) 金融機械化に関する小委員会の審議は金融面における技術革新の進展の問題として取り上げられ、57年10月5日に第1回の審議が行われましたが、その席において、この問題は専門的観点にたって審議を行うことが不可欠であるとの認識のもとに、専門委員会を設けて検討を行うこととされました。

この専門委員会は、田辺博通氏（当時沖縄振興開発金融公庫理事長）を委員長として、10月14日に第1回が開かれたのち、58年5月に至るまでの間に都合11回の会合がもたれました。そして、58年5月31日の小委員会において、「金融機関

における技術革新の進展の現況と今後のあり方」と題する専門委員会報告が行われました。

専門委員会から5月31日に報告を受けた小委員会は、その後2回にわたって審議を行った上、7月26日に開催された第4回総会において、専門委員会報告書を添えて小委員会の報告書を提出しました。

- (ロ) その小委員会の報告書は、専門委員会報告書の要約をさらに要約して、エッセンスのみを述べたものとなっております。そこでは、急速に進展しつつあった金融面における技術革新の現状なり今後の見直し、検討を要すべき課題と対応のあり方等についての基本的な記述がなされています。

ただ、金融面における機械化については、通信の自由化が緒についたばかりの時期でもあり、先行きの見通しについて確たる予測をたてることが難しかった時期であったために、このレポートがまさに出発点であるかの観が強かったのであります。

そのため、専門委員会は一応調査会の組織としては廃止されましたが、これらの問題を事態の進展に即応して適切に処理していくことができるようにするため、新たに銀行局長の私的諮問機関として「金融機械化懇談会」を設置することとされました。

4 自由化行政の進展

(1) 第3次自由化・弾力化措置

銀行行政の自由化・弾力化措置については、銀行局長2年目においてもこれを着実に推進することとし、57年3月に発表した第2次措置に引き続き、その後の1年間において講じた措置を第3次措置として58年4月8日にとりまとめ発表いたしました。

この第3次措置は、大きく分けて店舗関係、業務関係、取扱商品関係に分かれています。以下において、当時そのような措置をとったことの趣旨を概略しておきたいと思います。

(2) 店舗通達の発出

(イ) 戦後の銀行行政において、店舗行政の占める地位はかなり大きかったものがあります。この点については、局長1年目のところでも述べておきましたが、もう少し詳しくふれておきたいと思います。

銀行法上、銀行の店舗については、設置・改廃等について大蔵大臣の認可にかかわらしめております。これは、昭和2年の旧銀行法、昭和56年の新銀行法いずれにおいても同じような取扱いになっています。

その趣旨は、量的スケールメリットの大きかった銀行業務において、店舗設置等についてこれを自由にしておくならば、過当競争をまねく恐れが多分にあるからであります。そして、また、それが二重投資の弊害をもたらすとすれば、国民経済的にも好ましくないことでもあります。さらに、自由競争の間にまかせれば、大金融機関の店舗配置が優先し、中小金融機関のそれが不利な状態になりかねず、それがひいては、中小企業金融や個人金融に悪影響を及ぼす結果にもなりかねないと考えられたのであります。

特に、戦後の高度成長期においては、預金獲得のための店舗増設意欲は極めて強かったため、店舗の認可権が金融機関に対する銀行局の強力な権限として認識されていきました。そして、個別金融機関に対する行政指導等を行う場合に、この店舗の認可権が強い影響力をもっていたのであります。

戦後の店舗行政においては、その時々々の経済・金融情勢によって緩和と引締め
の時期がありましたが、概して、過当競争及び二重投資の防止の見地から、抑制
ぎみに運営されてきました。

なお、第1次オイルショック後の狂乱物価、土地投機の時代には、金融機関の
店舗設置のための土地取得が、往々にしてその周辺部における地価高騰のきっか
けをつくるといった非難を受けたこともありました。

(ロ) 次に、店舗行政に係る基本通達については、各金融機関にとって、毎年度単発
的に発出される場合には、中長期的な経営戦略や経営の効率性
の見地からみて支障があるとの認識から、その取扱方針を毎年度でなく2年度に1回示すことが必要であるという考え方で、48年度から2年度通達
が慣例となっていました。58年度は丁度その2年度通達を発出する年度に該当して
いました。

そこで、金融の自由化、機械化等が進展するなかで、それへの適切な対応ができるような店舗通達の内容とすることとし、局内においてかなり時間をかけて討議した上で、58年4月8日に通達を発出いたしました。

基本的には、過当競争を防止するなど金融秩序の維持に配慮しつつ、特に金融業に参入しつつあるノンバンクとの競争、多様化する顧客のニーズへの対応などの見地から、規制緩和に努めるとともに、金融面における技術革新や機械化の進展に沿うような観点にたって通達したものであります。

規制の緩和については、小型店舗の設置枠を従来の2店舗から4店舗へ、機械化店舗の場合には4店舗から6店舗へと拡大し、小型店舗の人員規制を10名から15名に緩和しました。また、配置転換の枠規制を撤廃するとともに、代理店設置場所の規制も緩和しました。ただ、法人代理店の規制については、新規金融機関の設立と同様な結果をもたらすのではないかと反対意見によって、結論を先のばしました。

機械化の進展への対応については、新しく店外ATMの設置、ポータブル端末機の導入などを認めました。また、企業内におけるCD・ATMの設置、代理店主によるCD・ATMの設置、金融機関と取引先との間の通信回線の利用によるMTデータのオンライン搬送を認めました。

これらの機械化の進展に対する対応については、金融制度調査会の専門委員会の審議状況なども踏まえて、やや先取り的に結論を出したものであります。

- (ハ) この店舗行政について付言しておきますと、高度成長時代のように預金さえ集めれば、借り手がいくらでもいて銀行収益に寄与するといった時代ではなくなってきたこと、土地価格やテナント料金の高騰により店舗設置の採算上の問題が生じてきて、新設店舗が黒字化するのは5年以上、場合によっては10年にかかるのではないかとといった状況であったこと等により、店舗に対する魅力がかつての時代とは大きく変わってきていました。また、機械化の進展により、ファームバンキングやホームバンキングが普及してくる可能性が見込まれるなど、店舗の姿や機能が大きく変わってくることが考えられました。さらに、顧客側の店舗に対するニーズも多様化してきました。

これらの諸情勢から、銀行経営上店舗戦略について、時代の変化を見据えた対

応が迫られるとともに、店舗行政上もそのような変化に即応する必要性が漸次認識されつつあったのであります。

ただ、そうはいっても、より最近の情勢をみてみますと、やはり金融業におけるスケールメリットの効果は、引き続き大きいものがありますし、店舗にかかるコスト高を経済活動の活発化のもとで克服するような事態も生じてきつつあり、いったん店舗設置が郊外へ進出していった時代から、再び都心回帰の流れもみられるようです。また、機械化の進展によるファームバンキングやホームバンキングの普及も、当時予測されたほどのスピードではない状況も見られるようです。従って、金融機関店舗の先行きの姿なり、行政の取扱いがどのように変化していくのかといった点については、なかなか予測しにくい面があるのではないかと思います。

(3) 証券業務の取扱い

(イ) 56年5月の新銀行法成立により、銀行の証券業務についての具体策を審議してもらうために設けられた、いわゆる「三人委員会」の第1段階の結論が57年3月に出されたことは先にも述べたとおりであります。その結論に基づいて、58年1月に、都市銀行、長信銀行、信託銀行、地方銀行及び相互銀行の全行、合計157行と農林中央金庫に対して、58年4月からの長期国債の窓口販売業務を認可しました。

この認可は、戦後においては銀行に対し本格的な証券業務を認めた最初のケースでしたので、認可するにあたり、本省直轄の金融機関に対しては、原則として頭取、社長又は理事長の出席を求めて、私から認可書を手交するというセレモニーを行いました。

なお、信用金庫については、第1次認可として58年3月に、全信連及び54金庫に対して認可書を交付しました。

(ロ) 57年3月に58年4月からの長期国債の窓販開始の決定があった後、57年の夏頃から、証券業界において「利金ファンド」という商品を作ることが提案されました。これは、国債の利払いが増加しており、それに伴って銀行振込みの利用が増えると銀行側を利するという観点から、利払金の受け皿を証券会社の商品として作りたいという提案でした。

これはあくまでも預金とは違って投資信託商品ではありましたが、1円から受

入れが可能であるとか、据置期間がなくすぐに払出しができるとか、普通預金的性格を帯びていましたので、銀行局としては反対でしたが、証券業界から大臣への働きかけが強く、官房からもなんとかセットできるようにしてもらえないかというような要請がありました。これらの意向を受けて、銀行局としても、この商品の普通預金的性格をできるだけ払拭して認めることとし、結局、57年10月下旬に至り、対象は証券会社が保護預かりをしている国債、政府保証債及び地方債の利金に限定し、引き出すための据置期間30日を設け、金利は4%（当時の普通預金金利1.75%）程度とすることで了承しました。

(ハ) 長期国債の窓販に続いて、中期国債の窓販及び既発債の売買（いわゆるディーリング業務）についても、銀行局としてはできるだけ早く結論が出されることを期待し、三人委員会の再開を働きかけた結果、57年11月に再開され、これらについての審議が行われました。

その過程において、証券業界側から実質円建ての海外CP・CDの販売、国債担保金融等の要望が持ち出され、それを行政的にどう捌いていくかということが同時に問題となりました。それらについては、58年の年明けから、証券局や官房と折衝するとともに、銀行、証券両業界との話し合いも何度か行いました。

それらの経緯を経て、三人委員会は、その結論を58年4月の長期国債窓販開始以降6月の人事異動までの間に出すこととして審議を行ってきましたが、その結論が5月19日に大臣へ報告されました。それは、中期国債の窓販については58年10月から、ディーリングについては59年6月から開始というものでした。

銀行局としては、中期国債の窓販については、国債の個人消化に資するところが大きいので、長期国債の窓販と同じ対応の仕方のできる限り多くの金融機関に認可していく方針でしたが、ディーリングについては、大変リスクな業務でもあるため慎重に対応することが必要なので、その業務をするにふさわしいとみなされる金融機関から順次認可していくことが適当であるとの考え方を持っていました。

(ニ) これとの関連で、証券業界より要望されていた国債担保金融については、国債の個人消化の促進という見地から、必要最小限の融資業務を認めることはやむを

得ないという結論となりました。具体的内容としては、両局折衝の結果、融資額は原則として500万円以内にとどめ、いわゆる極度方式による貸付は認めないことになりました。銀行局としては、極度方式による貸付と「中国ファンド」が結びつくと、実質的に普通預金による決済業務を証券会社に認めることになってしまうので、これは絶対に認められないということで対応しました。

また、海外CP・CDの円建て問題については、これを認めないということで決着しました。銀行局側の意見は、為替業務は為替公認銀行が行うべきであるといういわゆる為銀主義を崩すことはできないこと、円建ての海外CPが国内に持ち込まれると国内企業のCP発行につながる恐れがあること等の理由で、反対論を展開しました。

これらの点のうち、為銀主義については、為替業務を行いうる能力のある企業、例えば商社などには為替業務の一部を認めてもよいのではないかという議論もあって、覆すべからざる原則であるという訳にはいかない面もあると思っていました。

一方、国内企業のCP発行については、わが国における短期金融は間接金融が受け持つべき分野であり、これを直接金融に委ねるには、金融制度調査会などにおける議論を踏まえた上で結論を出すべきであって、軽々にこれを認めるとすれば、従来長期にわたって培われてきたわが国の金融秩序に大きな影響を及ぼすことになりかねないという立場でありました。当時、国内におけるCPの発行については、金融界には強い拒否反応があったのですが、59年の円・ドル委員会報告後の国際化、自由化の流れの中で、62年には、銀行・証券双方が取り扱うということでCPの発行が認められたことについては、当時の状況からいうと、その時期は極めて早かったという感慨を持たざるを得ません。

(ホ) 証券業務についてもう一つ問題となったのは、格付機関についてであります。

米国などの例にみられるように、公社債市場が発展してくると、企業が発行する社債等の格付を行う公正中立な機関が必要となってきます。わが国においても、すでに日経新聞社等が外郭機関として格付機関を有していましたが、当時、野村証券の田淵（節也）社長が音頭をとって、格付機関に関する研究会をつくるような構想が内々考えられており、58年2月に田淵社長が私のところにもメモを持っ

て来ました。

この話は、田淵社長のほうから証券局や官房等への働きかけもかなり進んでいるように見受けられました。そのため、次官室にもかけられ、その結果、金融界特にこの問題について影響力を持つと思われる興銀を始め、その他都銀筋の感触などを銀行局が探ることとされました。

そのような意向を受けて、私が興銀の池浦頭取に会いましたところ、同頭取は、「日本では時期尚早である。そもそも格付機関などというものは、いってみれば占師みたいなもので、個別企業の10年後、20年後などの先行きなどについては誰もわからない」というような意見でした。ただ、研究会程度のことであればやむを得ないのではないかとといった感触でありました。しかし、全銀協の草場会長（三井銀行社長）はかなり前向きの発言をしていました。

結局、この研究会が実際開かれたのかどうかについては、その後の状況を定かにしていませんが、59年5月の日・米円ドル委員会報告において、わが国においても本格的な格付機関の出現を前提とした文言が入れられることになったのであります。そして、その後、金融界・証券界を基盤にしたいいくつかの格付機関が設立され、急速にその機能が拡大されつつあります。

(4) 国際業務の進展

(イ) 前年に引き続き本邦銀行の対外進出、外国銀行の対日進出が活発に行われるとともに、邦銀による外貨資金調達が多様化も進みました。

また、海外における邦銀の証券業務については、いわゆる「三局合意」を漸次撤廃する方向で弾力的な取扱いがなされ、邦銀による証券現地法人の設立が相次ぎました。

(ロ) ただ、本邦企業の外債発行の引受幹事について、ツームストーン上証券会社を優位に置き、銀行系証券現法を劣後させるといういわゆる「三局指導」については、これを漸次撤廃に持っていきたいとする銀行局側の働きかけに対し、証券局側は一切譲る気配をみせませんでした。

この点について付言しておきますと、この「三局指導」は、私が銀行課長当時の50年夏に、証券、銀行、国際金融の三局の話し合いによって決められたものでありますが、それは、当時銀行系の証券現法の力がまだ弱く、結局は国内にある銀

行本体が実質的な幹事業務を行うことになってしまうのではないかと、そうすると証取法65条の精神に反することになりかねないので、銀行系証券現法が成長し、自らの力によって独自に幹事業務を行うことができるようになるまでの間の暫定的な措置として合意したものであります。従って、銀行系証券現法が力をつけ、引受主幹事としての業務を自力で行えるようになった時点においては、これは当然撤廃されるべき筋合いのものであると理解していたのであります。

確かに、国内的には証取法65条というものが存在していますが、海外における活動は全く別なものであって、もし銀行系証券現法の活動を国内法の基準によって制約するならば、銀行系証券現法の海外における競争力を著しく削ぐことになり、国民経済的にも、わが国金融業の発展のためにも好ましくないことは明らかであります。しかし、この「三局指導」は、59年の日・米円ドル委員会報告以後5年を経過し、金融の国際化、自由化が著しく進展している中であっても、なお引き続き存続しているようであって、これらは当然撤廃の方向で考えられるべきものであると思います。ただ、証取法65条の精神は十分尊重されるべきであって、撤廃されたのちの銀行系証券現法の業務活動に当たっては、その精神に反することのないよう慎重な態度が望まれるのであります。

(ハ) もう一つ述べておきたい点は、特定海外債権引当勘定の創設についてであります。

2次にわたるオイルショックによって、産油各国に巨額の資金が集まり、これをいかにリサイクリングしていくかが大きな問題であった時期を経て、一転して石油の供給過剰から石油価格の下落をみ、産油各国の経済が不振になるという事態が生じつつありました。しかし、それ以前の石油価格の高騰、石油の供給不足時代に、産油各国の経済の先行きに期待が持たれた状況のもとで、先進各国が競って産油各国に融資をするといった状況がありましたが、産油各国の経済情勢の悪化とともに、これら各国に対する債権が焦げ付くという事態が生じ、先進各国の金融機関の資産状況に大きな影響を与えるようになってきました。

このため、先進各国の政府は、焦げ付き債権の無税償却を認めたり、特別の引当金勘定の創設を認めたりするケースが多くなってきたのであります。わが国においても、銀行における国際与信業務の健全化のため、57年度（58年3月）決

算から、特定海外債権引当勘定の創設を認めることといたしました。

この勘定の内容は、対象国としては当該国の政府等向け貸出金について延滞や債務繰延べ等の事実が生じていること、対象債権は民間向けも含め対象国に係る全ての債権とすること、繰入率は決算期末における対象債権の合計額の1,000分の10以上、1,000分の50以下の範囲内とすることというものでありました。

(5) 付随業務、周辺業務の拡大

すでに述べましたように、金融機関本体による証券業務や国際業務が漸次拡大してきましたが、付随業務や周辺業務についても、前年に引き続き一層の拡大がみられました。

まず、従来金融機関の周辺業務として位置付けられていたクレジットカード業務を金融機関本体が行う銀行法上の付随業務として取り扱えることを明確にし、これに伴い、地銀業界や相銀業界において、いわゆる「バンクカード」構想が検討され始めました。

また、100%出資の関連会社を設立する場合には、金融機関本体から受ける収入依存割合を設けていましたが、これを撤廃しました。

さらに、カード会社を中心に金融機関の関連会社の設立が活発化して、57年度中にカード会社の設立は35社に達しました。

(6) 業務提携の進捗

機械化の進展に伴って、金融機関相互間の業務提携も一層進捗し、58年4月には、全国銀行データ通信システムに、信用組合、労働金庫、農協の加入が検討議題にのぼるようになりました。

また、オンライン提携も進捗、58年3月には全信用金庫が結ばれ、また、58年4月には信託銀行間が一本化されました。

この点について付言しておきますと、官業である郵便局においても機械化が進展し、近い将来2万を超える全郵便局がオンライン化されると見込まれておりましたので、私としては、各業態、各金融機関において色々と利害損失はあろうけれども、郵便局との競争上もまた国民の利用上の利便からも、できるだけ早い時期に全民間金融機関がオンライン化されることを期待しておりましたので、おりにふれてそれ

を懲慥していました。

当時は、都銀においても、上位行と下位行の二つに分かれてオンライン提携が行われていましたし、信託銀行側が都銀とのオンライン提携を強く望んでいたにもかかわらず、都銀側は店舗数の少ない信託銀行側のみに有利になるとの理由でなかなか了承するまでには至りませんでした。逆に、都銀側としては地銀とのオンライン提携を望んだのでありますが、地銀側は都銀側のみに有利に働くのではないかとの危惧の念から了承しませんでした。

また、相銀業界は都銀との提携を望んでいましたが、地銀業界をさしおいて先に都銀との提携を実現することについては、なかなか踏み切るまでには至りませんでした。

なお、この点については、地域金融機関同士、例えば、それぞれの地域において地銀、相銀と信金、信組などのオンライン提携が行われるケースも多くなってきていましたが、これについては、それぞれの地域における金融機関へのニーズに応えようとする地域金融機関の努力の現れとして高く評価し、これを推進させるように努めました。

(7) 取扱い商品の多様化

取扱い商品の多様化も引き続きみられ、57年10月には新たに財形年金が発売されました。

また、58年2月にはCDの発行限度が自己資本の50%から55%へ、以後4月以降四半期ごとに5%ずつ拡大し、59年1月には75%にまで引き上げることとしました。

さらに、58年4月から、民間個人住宅ローンについて親子二世代の債務承継が可能ないわゆる親子リレーローンの創設を認めました。このローンは変動金利制を導入しており、これによって期間30年までの長期商品が新たに提携されるようになりました。

5 懸案事項の処理

(1) グリーンカード問題

グリーンカード制度については、57年に入り金融機関や証券会社における具体的な取扱いについて、種々検討が行われていましたが、次第に政治問題化し、7月30

日には自民党の税制調査会において5年間の延期が決定され、党三役もこれを了承しました。そして、8月17日には延期法案が自民党の議員立法として提出されました。

この法案は、通常国会において継続審議とされた後、秋の臨時国会においても成立せずに廃案となったため、形式的には58年1月1日よりグリーンカードの法律は施行となりました。ただ、実際の制度自体の発足は59年1月からであったため、政令改正により「カードの交付申請を別に政令で定める日までは受けつけない」という措置がとられました。

そしてさらに、59年1月からの制度自体の実施を凍結するため、本法自体はそのままにしておき、租税特別措置法によって3年間実施凍結という政府提案による法案を国会に再提出することが決定されたのであります。

(2) 週休2日制

金融機関の週休2日制については、前年から引き続き57年に入っても、全銀協において月1回土曜閉店案を中心に各業界への根回しを精力的に行ってきたおり、銀行局としてもその方向で政府部内の意見統一が図られるよう努めていました。当初は、公共団体や中小企業団体、農業団体等の反対が根強かったのでありますが、次第に問題点がつめられ、金融各団体は58年2月24日に、58年8月から月1回土曜日閉店による週休2日制を実施する旨の発表をするに至りました。その翌25日には、郵政省からも郵便貯金についてこれに同調する旨発表が行われ、永年の懸案決着にその第一歩を踏み出したのであります。

この点について付言しておきますと、社会、公明、共産などの各党は、金融機関における週休2日制の実現によって、わが国全体の週休2日制を推進させるきっかけを作ろうとしていたために、銀行局に対する国会質問なり働きかけなりは、色々な局面において強く行われてきました。一方、海外との貿易摩擦の関係でわが国民の働きすぎが指摘され、それへの対応という面で、政府としても民間における週休2日制実現への働きについては前向きな姿勢をとってきました。特に、労働省や外務省などにおいては、これの実現方を強く希望していた状況にありました。

なお、土曜日閉店による週休2日制の実施に伴う銀行法関係の施行政令の改正については、58年の5月10日に閣議決定され、13日に公布されています。そのほか、

小切手法、手形法等関連の政令改正が行われ、8月からの第2土曜日閉店による週休2日制の準備も整ったのであります。

金融機関の週休2日制については、その後61年8月から第3土曜日も閉店休日となり、さらに平成元年2月からは完全週休2日制が実現することになりました。ただ、その道のりが長かった短かったかは、それぞれの人の立場立場で異なるでありましょう。

(3) 郵貯問題

郵貯問題については、57年後半から第2次臨時行政調査会においても正面から取り上げられ、58年3月に答申が出されたわけでありましたが、その内容は56年の郵貯懇の答申の趣旨に沿ったもので、郵貯事業のこれ以上の拡大は民業を補完する官業のあり方からいって認められるべきではないということ、及び金利決定の一元化や定額郵貯の商品性の見直しなどが提言されております。

しかし一方で、この臨調の答申においては、郵貯が伸びたのは民間の対応が遅れていたためであるとして、金融機関経営の甘さ、銀行行政の過保護などが厳しく批判されました。

なお、臨調において郵貯問題が取り上げられていたためもあって、58年度予算要求における郵政側の要求は、簡易保険の資金運用範囲が郵便個人年金なみに若干拡大された以外はすべて見送られました。

(4) 貸金業規制法

(イ) 57年に入って、自民党と新自由クラブの共同提案という形で国会に提出された「貸金業の規制等に関する法律」案（いわゆるサラ金法案）は、通常国会の会期延長により57年8月中にも成立するのではないかと思われましたが、衆議院における共産党を除く全党一致の賛成にもかかわらず、参議院で成立しなかったため、継続審議となっていました。

この法案のポイントは、従来刑罰の対象となっていた日歩30銭（年利109%）の金利を法施行後の3年間は日歩20銭（同75%）、その後日歩15銭（同54%）とし、5年経ったところでその時の経済情勢やサラ金業者の経営の実態をみた上で、日歩10銭（同40%）まで下げるという点でありました。

継続審議となったサラ金法案は、次の臨時国会においても成立せず、その次の通常国会において、58年4月20日に参議院で、引き続き4月28日に衆議院でそれぞれ可決されようやく成立の運びになりました。そして、この法律は、政省令の制定や銀行局長通達の発出を行ったのち、11月1日から施行されました。

- (ロ) サラ金問題は政府にとっても永年の懸案でありましたが、政府部内においてどこが所管するのかという点について、各官庁が自ら所管することを尻込みするといった状態でありました。金融問題という意味では大蔵省、社会問題という意味では司法警察当局、消費者問題という意味では経済企画庁、割賦販売問題という意味では通産省、市町村等地域住民の行政問題という意味では自治省等が関係省庁でありましたが、結局、基本的には融資業務ということで大蔵省が所管することとしたのであります。

大蔵省としては、この問題を所管するために、本省の中小金融課と地方財務局及び財務部に担当係を設けてその職務に当たることとしました。

このようにして大蔵省が主に所管することになったのでありますが、大蔵省OBの中には、貸金行政のようなものまで大蔵省が引き受けることについて批判的な意見も一部に聞かれました。しかし、かつて細々とした経営体であった信用金庫や信用組合が今日降々とした企業体に成長している点からしても、将来消費者金融の一翼を担う貸金業界がわが国の金融において大きな役割を果たすことも考えられ、貸金会社を抜きにしては、わが国の消費者金融を語れない時代が来るといっても過言ではないという認識のもとに、我々銀行局が責任をもってこの業界を育成していくことが適当であるとの判断で、この問題に真正面から取り組んだのであります。

この法案の審議過程においては、共産党や日弁連あるいは一部学者などから、ザル法であるとの強い批判を受けた経緯はありますが、政省令の制定及び銀行局長通達の発出によって、この法律が極めて有効にワークし、今日サラ金問題が一応鎮静化している状況を見る時に、この法律を制定しておいたことの意義を強く感ずるのであります。

- (ハ) この法案の審議とは別に、当時国会においてはサラ金問題がひんぱんに論議さ

れていましたが、特に金融機関が貸金業者に安易に資金を供給しているのではないかという点がかかなり厳しく追及されました。我々としても、それについての問題意識は十分に持っておりましたので、金融機関の貸金業者への融資の実態を調査し、その結果を踏まえて58年6月30に金融機関に対し自肅の通達を発出しました。

調査の結果は、信託銀行、生命保険会社、外国銀行等が多額に融資していましたが、その他都銀、地銀、相銀、信金等においてもかなりの融資が認められましたので、不当な貸金業者に対する融資は厳にこれを抑制することを要請しました。従って、この通達は、貸金業者への金融機関の融資について従来の指導をさらに強化したものと受けとられました。

事実その通りなのでありますが、サラ金問題の解決とは別に、我々としては健全な消費者金融市場を育成していかなければならないという認識をかねがね持っておりましたので、金融機関自らが消費者金融について積極的に取り組むべきであることも併せ要請しました。同時に、当該個人の信用度、担保、金利等の面で金融機関が直接融資することが適切でないものについては、これを貸金業者に委ねるということも必要なので、健全な貸金業者に対しては、債権保全等融資の健全性を確保しつつこれに融資することによって、当該融資が貸金業者や消費者金融全体の健全化に役立つよう努めて欲しい旨要請しました。

6 個別案件の処理

(1) 東京信用金庫の再建

(イ) 東京信金の再建問題については、銀行局長1年目において取り組んだ事案でしたので、1年目の個別案件の処理のところで述べるべきでありましたが、事後処理が2年目までかかりましたので、ここで述べることにします。

かねて東京信金の経営については、浅野前理事長時代のワンマン経営のもとに内紛が生じ、私が銀行局長就任前に浅野前理事長が追放され、大蔵省OBの斉藤精之助氏が理事長に就任していましたが、旧浅野体制時代の不良な貸出が表面化するとともに、多額の有価証券含み損が発生し、57年3月決算においては赤字決算とせざるを得ない状況に追い込まれました。

金融機関の決算を赤字・無配とすることについては、預金の取付け等の発生を

危惧し、従来は極力これを回避するようにされてきたのですが、金融界にも競争原理を導入していくという基本的な方針のもとで、預金流出対策等には万全の体制を敷きつつ、経営の実態を明らかにさせるべきであるとの考え方で対処することとしました。

そして、そのような赤字・無配の決算にするとともに、経営者の経営責任と経営の再建姿勢を明確にするため、経営体制の一新を行うという基本方針を4月末に大臣室に上げ了承をとりました。

その様な状況のもとで、57年5月7日に毎日新聞に赤字決算の報道が出されたのでありますが、かねて準備の大臣談話を発表する等により、特に預金取付け等の事態はおこりませんでした。

その後、決算総代会へ向けて人事刷新の根回しが行われたのでありますが、経営陣の内紛等もあって容易に決着するに至らず、定款で決められている総代会の5月中開催も延期せざるを得ない事態になったのであります。

- (ロ) このような推移の中で、当局としても経営陣を説得する等仲介役を務めた結果、6月に入って、理事長等役員人事については大蔵省の意向に従う旨の合意がなされました。我々としても、事態がここまできた以上、新理事長は外部から導入することが好ましいと考えていましたので、大蔵省OBの中から適任者をさがすこととし、あれやこれや考えたのでありますが、この様な修羅場の状態の中で理事長をお願いできるようなOBがなかなか見当たりませんでした。結局、最後に岡崎審議官から吉橋鐸美氏がよいのではないかと提案がありました。吉橋氏は、戦後初代の東海財務局長であり、私が東海財務局長、また岡崎審議官が名古屋国税局長時代に名古屋証券取引所理事長を務めておられた方で、この当時はすでに理事長をやめ東京で弁護士をされておりまして。かなりの高齢ではありましたが清廉剛直の人柄で、この様な状況のもとで御出馬いただくには最もふさわしい方ではないかということになり、6月9日岡崎審議官が国分寺の自宅に吉橋氏を訪問して了承をとりつけました。電光石火、翌6月10日に決算理事会を開催し、吉橋理事長ほか新役員人事を内定し、6月19日の総代会で決議されて一応決着しました。

この様な経過の中で最も悩まされましたのは、マスコミの情報や事情をよく知

らない部外者（日銀も含む）によるもろもろの発言などでありました。また、具体的な動きの中で最も苦勞したのは、当時の大須中小金融課長でありました。

- (ハ) 新体制発足後、総代会を5月中に開かなかったことに対する信金法違反問題の処理が残されており、関東財務局から東京地方裁判所への通知をもとに、57年12月、斉藤前理事長ほか2名にそれぞれ1万5,000円の過料が課されて決着いたしました。

その後、57年の秋には再建計画がたてられ、新体制のもとにおいて再建が進められ、現在、その後遺症もなく健全な経営が行われるに至っております。

(2) 西日本相互銀行の普銀転換

- (イ) 金融機関の合併・転換についての考え方について振り返ってみますと、40年代前半のいわゆる金融効率化行政の当時は、高度成長時代のもとで、量的なメリットが金融の効率性をもたらすことになるとの認識があり、合併による金融再編が行政的にも強く意識されていきました。そのシンボリックなケースとしては、第一銀行と日本勧業銀行との合併、さらには神戸銀行と太陽銀行との合併など大型合併がありますが、その外に、各地域における中小金融機関の合併もかなり促進された時期でありました。

その後、第1次石油ショック、狂乱物価の時代を経て、高度成長から低成長への移行に伴い、金融機関の公共的使命の遂行が強く認識されるとともに、量的拡大が必ずしも質的な効率性をもたらすものではないとの認識も強まり、合併による効率性の追求は、かつて程強く認識されなくなっていました。

しかしながら、もちろん合併によって効率性なり公共性がよりよく実現するケースもあり得るわけで、行政的には、そのようなケースが出てくることを一貫して期待していたことも事実であります。

50年代前半において、結果としては実現しませんでしたけれども、住友銀行と関西相互銀行の合併話については、行政としても強くこれを支援し実現させようとして努力したのであります。また、行政的には、経営が破綻した金融機関の救済手段としての合併については、信用秩序の維持という見地から、これへの評価なり期待なりは一貫して高く、強いものがあつたといつて差し支えないと思いま

す。

私自身としては、前向きの合併にしろ後向きの合併にしろ、その合併のねらいが金融効率化や公正化ないしは利用者利便、信用秩序の維持等に役立つものであれば、積極的にこれを推進するべきであると考えていました。

しかしながら、後向きの場合は別として、前向きの場合には金融機関の合併も結婚と同じであって、当事者間の意思なり合意が前提であり、表向き行政当局が青写真を描いたり旗振りをしたりして合併を実現させていくような筋合いのものではないとも考えておりました。ただ、それもケースバイケースであって、少しでもその気配がみられるような場合、況や両当事者間でその話が進み行政当局に支援を依頼してきたような場合には、これに対して労を惜しまず積極的に支援し、時と場合によっては強力に指導していくべきであるという立場をとっていました。

(ロ) そのような合併に対する基本的考え方とは別に、私としては銀行局長就任当時から、相銀制度について、近い将来これを何とかしなければならないと考えていました。業界の動きとして、かねてより一部の有力な相銀から普銀転換への希望が繰り返し出されていましたが、50年代前半においては個別転換論や一斉転換論が論議にのぼることが多く、その中で、相銀制度はそのまま残した上でその名称から「相互」の二文字をとる要望書が当時の [REDACTED] から徳田銀行局長に提出され、行政当局としても、これに前向きに対処する姿勢を示したこともあったのであります。

その背景としては、相銀制度が発足して以来30年が経過し、相銀制度のシンボリック的特色としての相互掛金のウエイトがほとんどネグリジブルになってくるとともに、中小企業金融比率や外国為替業務等についても普通銀行との間で次第に差が縮小してきたことなどからみて、相銀と普銀の業務面における同質化が進んできたという実態があったのであります。

同時に、私としては、我が国の地域金融をみてみますと、戦時中の一県一行主義の名残りが強く残されていたので、もう少し地銀の数を増やした方が地域金融の効率化なり活性化なりにつながると考えていました。事実、青森県において、51年秋に弘前相互が青和銀行と合併して普通銀行（みちのく銀行）に転換した際、みちのく銀行の経営に与えた影響はともかくとして、当時青森銀行のサー

ビスが大変良くなったという指摘があったことを記憶しています。

そのような事情から、相銀の普銀への転換については、私としては前向きに取り組み、将来、相銀制度の改革の足掛りを築くことができればと考えていました。

ところで、徳田局長に提出された「相互」の二文字をとる名称案については、次の米里局長の時代に金融制度調査会において審議され、結局、相銀制度は名称を変えることなく従来通りのままとし、引続き中小金融機関としての機能を図っていくべきであるとの結論が出されて、一応決着をみていました。その様な結果が出された背景には、当時個別問題として、大光相互、徳陽相互、平和相互等の問題が明るみに出て、世上強い批判を受けたという事情があったのであります。

一応決着をみていたこの問題も、私が局長就任後の56年秋には、[REDACTED]から、大手相銀の単独転換及び中小相銀の合併による転換の話が持ち込まれ、年明けにはそれが発展して、一定期間を設けて順次転換を行っていくが、その間相銀協にとどまり、全行転換したら「第三普銀」としてまとまるという案が提唱され、57年の春から夏にかけてそれをめぐる議論がにぎやかになっていました。そして、夏から秋にかけて[REDACTED]が全国行脚をしましたが、結局、相銀業界内で意見の一致をみることなく、58年に入り「第三普銀論」は一応お蔵入りとなりました。

ただ、私としては、そのような状況のもとで相銀制度改革への足掛りを作るとすれば、個別のケースとして普銀への転換の事例がいくつか実現することが効果的であると考えていました。従って、局長就任当時から、自然にそのようなケースが醸成されてくることを期待していましたし、大手トップの西日本相互銀行が第一陣としてそれになる最もふさわしい金融機関であるとの認識を持っていました。

- (ハ) 私としましては、57年5月に金融制度調査会を再開して金融自由化に対する対応の基本的方針の審議を進めることとしたのを機に、個別の話についても出来るものから実行していこうと考えた一環として、相銀の普銀転換を一つでも二つでも実現しようとしてしました。このため、当時の日吉中小金融課長に対して、個別転換の基準作りを指示したこともありましたが、果たしてその基準の運営によってそれがうまくいくのかどうかという点に自信が持てませんでした。といいますの

は、行政当局が基準を示して個別転換を歓迎するかのような姿勢を打ち出しますと、かなりの数の大手相銀が名乗り出て、それが「なだれ現象」を引き起こすようなことになれば、それは好ましくないと考えたからであります。そこで、そのようなことを配慮しながら、個別転換を実現するための要件として、合併を必須の条件とすることにしました。

当時も、相銀業界において [REDACTED] は、全行が足並みをそろえて転換できることを望んでおり、個別の単独転換では残された相銀の立場を著しく不利にし、相銀業界が成り立たなくなってしまうことを危惧していたと思われます。「一斉転換論」、「名称変換論」、「第三普銀論」などは、いずれも全行を対象として考えられていたのであります。

普銀転換に対する我々の前向きな意向を受けて、西日本相互以下兵庫相互、名古屋相互など数行から転換の話がありましたが、合併を一つの条件としていましたので、当面具体的に実現可能と考えられるケースとしては、10年近くにわたって救済支援してきた高千穂相互を西日本相互が合併し転換することぐらいしかありませんでした。

西日本相互については、かねがね大村社長をはじめ転換への希望が表明されておりまして、相銀業界としても、仮に個別の転換行が出るとすれば、西日本相互がその第1号となるであろうことについては大方のコンセンサスがありましたので、私としてはまず、57年8月に大村社長と会って普銀転換について話をいたしました。しかし、大村社長としては、当時まだ転換への決断がつかねる状況でありました。その後、大村社長が体調を崩し、10月には急遽社長を市川副社長に譲って、自らは会長に就任いたしました。

新体制になった上で、11月に入り、私が帝国ホテルで大村会長と市川社長に会って再度転換についての話をしましたが、なお転換に伴う収益の圧迫等不安定要因をつぶしきれていないということでありました。しかし、引続き行内において前向きな検討は続けたいとの意向でした。その後の行内での検討の結果、やや慎重であった大村会長にかわって積極的であった市川社長の意向のもとに、次第に転換実現へ向けての姿勢が固まり、11月末頃から、事務的な段階のものではありましたが、当時主として連絡役に当たっていた前田東京事務所長から、転換についての具体的な情報が入るようになってきました。そのような状況を踏まえ、

12月半ばに、当時岡崎審議官及び日吉中小金融課長に現地福岡に飛んでもらい、大村会長と市川社長から転換への意思表示を確認いたしました。

その様な経過の中、年末に市川社長が私のところに来て、①転換をできるだけ早く行いたいこと、②地銀協入りを可及的すみやかに実現したいこと、③転換及び地銀協入りをスムーズに行うため、大蔵省から代表権のある会長をもらいたいことなどの話がありました。従いまして、西日本相互と我々との間では、57年末には、基本的事項についての意思確認が終わっていました。

その際、おおよそのスケジュールとしては、58年の連休明けに合併覚書の調印及び対外発表を行い、59年4月1日をもって合併・転換を実行するという事で、内々の話合いをしていました。

(二) 西日本相互と銀行局との内々の話合いについては、年明け後58年早々に吉野官房長に連絡した後、銀行局としては、対外発表に備えて、相銀の普銀転換基準や対外発表に至るまでのスケジュール、新聞発表文、想定問答などについて詰めを行うとともに、西日本相互側においては、高千穂相互への合併折衝や内認可書・合併覚書の作成などの準備をすすめました。

そして、対外発表の時期が近づいた3月下旬に、銀行局としてのスケジュール案の詰めを行い、4月に入り西日本相互との間で打合せを行いました。そのときの案は、5月6日に合併覚書の調印と対外発表を行い、5月9日に合併契約調印、5月下旬に合併内認可、6月下旬に株主総会という手順になっていました。そして、4月12日に市川社長が上京し、両者間において最後の打合せを行いました。

そのような手順を踏んだ上で、4月21日に渡辺大臣の了承を取り付け、その日に備えていたのですが、4月25日の夕刻頃より、西日本新聞の取材活動が活発化しているとの情報が入り、夜半近くになって、明26日の朝刊に観測記事が掲載されとの連絡が入ってきたため、急遽、対外発表を26日に繰り上げることに決定し、夜半以降そのための準備に忙殺されることになったのであります。従って、対外発表の日にちが10日程繰り上がることになり、日銀総裁や[REDACTED]等への事前連絡の根回しが当日の早朝になるといった事態も生じました。

このような経過を経て26日の午前11時に、福岡においては市川社長が、東京においては財研で私が、それぞれ記者発表を行いました。そして、26日午後関係の

方々に対して、手分けして事後報告をしたのでありますが、いずれも、その結果について評価をしていただき、前年夏以降の懸案を円滑に処理することができました。

なお、この様な経過の中で私が最も意を用いたことは、両当事者と我々行政当局との信頼関係でした。そのためには、行政当局はあくまでも産婆役であり、両当事者間の話合いの仲人役に徹することです。従って、相手方の両当事者の立場に立ってものごとを考えることが大切であり、また、推進力として役立つように機能することは当然としても、無理をしないでいわば自然体で臨むということでした。

また、秘密の保持についても特に意を用いました。私としては、澄田銀行局長当時、銀行局総務課の課長補佐として仕え、44年正月の三菱銀行と第一銀行との合併話が、十分な根回しがされない状態の段階で正月元旦の読売記事にスクープされたこともあって、この大型合併が実現しなかった事例をつぶさに体験しておりましたので、合併を成功させるためには秘密の保持が最も重要なことであると考え、それに細心の注意を払いました。

(ホ) 58年4月26日に合併・転換を発表して以後、相銀協内部においては、西日本相互がいつ相銀協を脱退し、地銀協入りするのかという点について、種々の意見が出され、当初、①全ての相銀が普銀に転換するまでは相銀協に残るべきであるという意見、②直ちに相銀協を脱退すると、資金量1位の相銀のことでもあり影響するところが多いので、2～3年は相銀協に留まるべきであるという意見、③直ちに相銀協を脱退して地銀協入りを認めてもいいという意見などが出されていきました。

この問題についての結論を得るまでには、かなりの紆余曲折がありました。一時は、相銀協に正会員として残り地銀協に準会員として入る案、また、その逆の案なども出されたのでありますが、これらはいずれも両協会の定款の変更を必要とするなど、煩わしさが残り沙汰やみとなりました。結局、58年9月早々までかかり、当局が中に入って、「西日本相互は59年4月1日の普銀転換後、残務整理ないしは事務処理のため59年11月30日まで相銀協に残留する。」という線で決着をみました。

その様な相銀協内部の取扱いが決まった後、西日本相互としては、地銀協への加入について地銀各行に根回しを始めましたが、地銀内部においては、西日本相互の地銀協入りについて難色を示す銀行もあり、西日本相互としては、各行の了解を取り付けるのにかなり苦勞したのであります。

私としては、転換後は銀行局における所管も中小金融課から銀行課に移り、金融統計上も地銀として扱うことになりますので、地銀協入りするのが当然であると考えておりました。この点、58年4月26日の財研における記者会見においても、「地銀協に入ることが自然な形であろう。」という回答の仕方をしていました。

従って、合併・転換時である59年4月1日から11月30日まで相銀協に残るという相銀協内での合意ができた以上、59年12月1日には、相銀協からも地銀協からも祝福されて地銀協入りが実現することを願っていましたので、その方向で日吉総務課長や千野銀行課長に動くよう指示していました。

地銀協側としては、西日本相互が従来広域的な経営方針のもとに、各地域への支店の進出もかなり積極的に行ってきたという点に不満があったようであって、特に九州の地銀の中には西日本相互の地銀協入りに消極的な態度をとる銀行もあり、また、西日本相互以外に続いて転換するケースが数多く出ることについて危惧する銀行もあったようであります。この点については、時期を見計らい、58年の年末に地銀協に対して当方の考え方を説明して協力を求めました。

- (ハ) 合併・転換後、西日本銀行としては、その効果として、①行員の意識が変わった。すべての面で積極性がでた、②公金取引が従来に増してできるようになった（例…道路公金取引が普銀なみになった）、③大企業との取引も変わった（例…西部ガスが普銀なみになった）、④来店客数が15～20%増えた、④新規採用面で質が良くなった等の点を上げていたと聞いております。この点については、合併・転換後の効果というのはすぐに出るものではなく、ワンジェネレーション、すなわち合併・転換後に入行した職員が管理職になるぐらいまではかかるというようなことがよくいわれていますが、そのような中長期的視点で考えるべきものだと思います。

ただ、個別銀行にとってはそうかもしれませんが、地域金融に与える影響は早く出てくるのではないかと考えられます。福岡、北九州、場合によっては九州全

域にわたって競争が促進され、利用者へのサービスの向上が図られたのではないかと思います。また、合併・転換行以外の銀行に与える刺激効果はかなり大きかったのではないかと思います。

(1) 最後に人事についてふれておきたいと思います。

西日本相互は伝統的に外部からの人事導入を拒否してきました。しかし、今回の同行の合併・転換に当たっては特に地銀協入りがなかなか難しい課題であると考えられていたことと、福岡銀行に対抗していくにはいわゆる社会的信用という面にも配慮することが重要であると考えられたこと等から、同行としても永年の方針を変更して大蔵省から人を受け入れることとし、先に述べた通り代表権のある会長を迎え入れたいとの申し入れがありました。

我々としては、この申し入れを受けて、諸先輩の中から、北九州財務局長および銀行局長経験者であって、トップとして西日本相互入りするとともに、一金融機関だけでなく、九州財界で活躍していただくには最もふさわしい人であると考え、当時日本航空常務の後藤達太氏に白羽の矢を立てお話しをしましたところ、58年の年末に至り後藤氏から了承する旨の話がありましたので、12月15日に市川社長を銀行局長室によび、私から後藤氏を推挙しました。

この件を持ち帰った市川社長は、大村会長とも相談の上、「大変すばらしい方をご推挙いただき誠にありがたい。合併・転換実現後に特別顧問になっていただき、59年6月の株主総会で取締役を選任、直ちに代表権のある会長に就任していただく。」旨の回答を得たのであります。

(3) その他

(イ) 個別問題としてはその外に、引続き日債銀の福島交通融資が問題であり、日債銀からは、福島交通との間の再建計画をめぐるやりとりがひんぱんに報告されてきました。

(ロ) 安田火災海上(株)の内紛も、58年1月以降たびたび新聞に報道された案件でした。三好会長及び後藤副社長と宮武社長（いずれも代表取締役）との間でいざこざが

あり、これの收拾に時間がかかったのです。この問題は、富士銀行の松澤会長、荒木頭取、自民党の水野清代議員、西武の堤清二氏、共同通信の西崎哲朗氏などにいろいろ御苦勞願ひ、2月4日の取締役会において、三好取締役相談役、宮武取締役会長、後藤代表取締役社長の線で一応落着きました。

その後、58年8月に宮武会長が会長職を離れ、59年7月には三好、宮武両氏が取締役を退任して、長期にわたる人事上のごたごたは収まりました。

(ハ) 次に、大阪にある実業信用組合の経営問題がありました。信用組合については、大蔵大臣の監督権限を都道府県知事に委任している関係で、一義的には都道府県行政の一環として扱われてきていますが、経営上の問題が少し大きくなると、結局大蔵省の財務局が係わりを持つのが通例でした。

私が過去においてタッチした大きなものとしては、銀行局担当審議官時代にやはり大阪の弘容信用組合の案件がありました。

この実業信用組合は、当時預金量約200億円の小規模なものでしたが、不良債権を多く抱えており、58年始めにはその状況は危機的なものとなっていました。そこで、大阪府を中心として再建計画が検討されていましたが、4月の府知事選を前にして、大阪府側は救済資金の拠出に消極的で、なかなか具体策がまとまりませんでした。このため、我々としては預金保険制度の発動第1号とすることも考慮し、預金保険機構や日銀と内々に協議して、3月頃には準備万端を整えていました。結局は、預金の流出もさほどなく、その時は預金保険制度の発動までには至らずに何とか危機を乗り切りました。

その後、この実業信用組合の問題は、近畿財務局、大阪府、信用組合連合会、大和銀行などが協議して、それぞれ救済資金を拠出し（全国信組連合会200億円、大阪府信組連30億円、大阪府30億円、大和銀行25億円）、経営を維持しつつ救済策を練り、結局、私が理財局長に転出した後の59年12月に、ホウトク信用組合に救済合併させることで解決しました。

なお、信用組合に関して付言しておきますと、かなり大規模になったり、立派な経営を行っているところも数多くありますが、職域、地域などそれぞれのいわばグループが寄り集まった比較的小さな組織であることが多く、間々金融的センスに欠けている人や職域におけるボスなどが経営者になっているケース、また、

政治家などが絡んでいるケースもあり、全国的に時々経営上の問題が発生していました。

この信用組合に関する行政は、先にも述べたとおり都道府県知事に委任していますが、私としては、金融機関の経営問題は一波が万波を呼ぶことが多いので、例えば預金量1,000億円以上の信用組合などについては、大蔵大臣の直轄とした方がよいのではないかと考えていました。しかし、信用組合が金融機関としてかなり成長してきている状態の下で、都道府県に一度委任した権限を元に戻すことはなかなか抵抗が強く、実現することはできませんでした。ただ、一部の県においては、信用組合行政を大蔵省の直轄にしてほしいとの意見もありました。

なお、中央政府の権限をできるだけ地方へ委譲すべしとの根強い意見もあり、信用組合のみならず信用金庫行政まで都道府県に降ろすべきであるとの提案がなされることもありますが、金融機関問題が持つ特殊な性格を考えると、規模の小さなものは別として、金融機関行政は一括して中央政府の権限にすべきであると考えます。

(二) 平和相互銀行につきましては、

になっており、その先行きが懸念されました。その頃、小宮山会長の病状が思わしくなくほとんど銀行へも出勤していない状況のもとで、我々としては、小宮山会長、稲井田社長を含むトップ経営陣の刷新が必要であると考え、57年の秋口から外部からの人材派遣について動きはじめました。

ところで、我々としては、相銀業界が時にがたつくのは、43年に日本相互銀行が都銀（太陽銀行）に転換して以来、在京の相銀がいずれも会長行としては適しておらず、地方の相銀が会長行を務めてきたため、指導性に今一つであったことにも起因しているのではないかと考えていました。そこで、平和相互が人事を刷新し、いわゆる小宮山一族による情実融資がなくなり、まともな金融機関となった上で、在京の有力相銀として相銀協会会長行にでもなればよいとの考えを持っていました。

(ホ) また、個別問題としては、国際業務の進展とともに、海外における案件も増えてきました。例えば、57年9月には第一勧銀シンガポール支店において、外為デ

イーリング担当者に100億円近い損失が発覚しました。

58年3月には、富士銀行がアメリカの大手商業金融会社ウォルター・ヘラー社を当時の邦貨換算約1,000億円をもって買収するケースがありました。その後、都市銀行等によるアメリカの銀行や金融会社の買収が活発になってきたのであります。

7 金融政策の運営

(イ) 56年12月に㊦が引き下げられて後、57年度に入って内需主導の景気回復が穏やかに進行していましたが、全体としては我が国経済は依然停滞基調で推移していました。そのため、57年10月には経済対策閣僚会議においていわゆる「総合経済対策」が打ち出されるとともに、58年度の予算編成において民間資金の活用等による公共事業量の確保などが図られました。そして、58年4月にはさらに経済対策閣僚会議において「今後の経済対策について」が決定されました。

しかし、金融政策的には、この間㊦は据え置かれたまま推移しました。ただ、我が国の金融市場金利が米国をはじめとする海外の金利の動きによって影響を受けることが多くなるとともに、大量の国債発行等を背景に国債の発行条件が流通市場の実勢をよりよく反映する形でひんばんに変更されるようになってきました。ため、長期金利について、57年8月から9月にかけて引上げが行われるとともに、57年12月から58年1月にかけて逆に引下げが行われました。さらに、58年1月に引き下げられた国債の金利は、2月債休債後3月に入って再び引上げられるに至りました。

(ロ) ㊦について付言しておきますと、57年11月以降主要国の相次ぐ金利引下げ等があり、国内における国債市況の急騰にもとで、12月に入って㊦の引下げが議論の俎上にのぼるようになりました。

12月8日に、青木日銀総務局長から私のところに、「日銀としては、①為替相場が不安定であること、②中曽根総理訪米をひかえ、金利引下げによる円安誘導との海外からの批判を受けることは好ましくないこと、③預金金利の引下げは無理であると思われること等から、長期金利引下げを先行させ、㊦の引下げについては消極的である」旨の連絡がありました。

その後、12月24日に、同じく日銀の青木総務局長から私のところに連絡があり、「㊦は来月のG10まではやれないだろうが、預金金利引下げのスリ合わせはしておきたい」とのことでした。また、小粥総理秘書官から私のところに、「前川日銀総裁から総理に対し、㊦については今少し様子をみたいとのレターがあり、総理は総裁に対し、この問題はあなたに任せるとの電話をいれた」旨の連絡がありました。

(ハ) 58年に入り、年明け早々の1月5日に日銀の青木局長から「14日に0.5%引下げを行いたい。預貯金については、普通預金は据え置き、その他を一律0.25%引き下げてはどうか」との連絡がありました。これを山口官房長に伝え、竹下大臣も一応了承されました。

ところが、1月6日の朝、山口官房長から自宅に電話が入り、「㊦の引下げについては、大臣は日経新聞の先走り記事を快く思っておられないし、国会対策上からも訪米後にしたいようだ」との連絡が入りました。

同日、私は三重野理事、青木局長とクラブ関東で会いすり合わせをしましたところ、先方は、「㊦引下げの日取りは未だ決めていない。予算審議の状況から見て大丈夫かと念を押しただけである。㊦引下げは米・西独の引下げと為替相場の状況変化が前提になる」とのことでした。これに対し私からは、「総裁から大臣への連絡は早め早めにしてほしい」旨伝えました。

続いて1月13日に、再び三重野理事、青木局長に会いました。先方からは、「大臣は国会対策を考えておられて㊦については消極的のようだ。本日、大臣と総裁が会食した後、G10に臨むことになるだろう」との発言がありました。

以上のような大蔵、日銀のやりとりはありましたが、この時の㊦引下げは結局立消えとなりました。

(ニ) しばらく動きのなかった㊦の引下げについては、3月に入ってまた新聞が書き始めました。18日に官房長から日銀の意向を聞いてほしい旨の連絡がありましたので、私から三重野理事に電話連絡しましたところ、「石油の値が下がり、西独も㊦を下げたが、円レートはもたついている。今後、米国が下げるなど環境が整えば有難い」とのことでした。

その後、3月23日になり三重野理事から電話が入り、「Ⓔ下げについてはもう少し様子を見たい。新聞報道はデスクのハッスルの結果だ」との発言がありました。

さらにその後、3月28日に三重野理事から電話が入り、「総裁が総理と会った。いろいろ当面の景気動向等について話合いをしたようであるが、Ⓔについては総理は総裁に任せるとのことであった」旨の連絡がありました。

このようなやりとりはありましたが、結局、この時もⒺは引き下げられずに終わりました。従って、この時も新聞の先走り報道に終わったわけです。

(※) Ⓔ引下げ問題については、さらに5月に入って9日に、パレスホテルにおける昼食会で三重野理事と会った時に、「米国金利が低下する可能性があり、来週あたりバタバタと話が出てくる可能性もある」との発言がありましたが、13日、青木局長から連絡があり、「米国の金利が下がらないので様子を見たい」とのことでした。

以上、私の当時のメモから順を追ってやや詳しく述べてきましたが、結局、57年12月から約半年間にわたってくすぶり続けてきたⒺの引下げ問題は、58年10月まで引き下げられることなく推移したのであります。